

## Ⅲ 全学委員会委員による本年度（2013 年度） 自己点検・評価報告書へのコメント

### 基準1 理念・目的

#### <特 色>

「権利自由」「独立自治」という「建学の精神」、「『個』を強くする大学」という全学の歩むべき「理念」や「使命」、さらに「教育目標」は「明治大学グランドデザイン 2020—ビジョンと重点政策—」（以下、「グランドデザイン」とする。）に示されており、それに基づき毎年度「学長方針」が作成され、各学部等が年度計画を策定する際の指針としている。これらの流れが、自己点検・評価のプロセスと組み合わせられ、内部質保証システムとして意識されるようになってきていることは評価できる。

学部・研究科は、「学長方針」に基づき、「年度計画書」を策定するが、そこには、学部の教育理念や使命が明示され、それぞれの目標を具現化した特色ある取り組みが行われている。

ホームページはもとより、各種の媒体で、大学並びに学部及び研究科の理念・目的の周知・公表に努めており、特に「建学の精神」については大学史関連の教育・研究や創立者の出身地との社会連携活動などでその意義を共有する努力がなされている。ニューズレター『じこてん』などで、理念・目的・方針の位置づけと意義を明確化する努力がなされている。また、理念・目的の適切性の検証として、「学修環境に関する学生アンケート」に取り組んでおり、「建学の精神」や「理念」の周知やその効果などについて調査を継続的に行っている。

#### <課 題>

「グランドデザイン」は公開されているが、周知については、さらなる工夫が必要である。また、「学長方針」はホームページなどでも公開されるべきである。学部・研究科の「教育理念」や「使命」についても、「年度計画書」に掲げるだけでなく、広く周知させる必要がある。

大学及び大学院の「目的」については、それぞれの学則に定められているが、「建学の精神」、「教育理念」や「使命」との関連が明確ではなく、大学の特色や個性も示されていないものとなっている。また、「人材養成その他の教育研究上の目的」についても、各学部は学科ごとに定め、学部の目的は定めていない。

「グランドデザイン」については、策定から3年経っているので見直しをすべきである。学部・研究科の理念・目的の検証は、「自己点検・評価報告書」と「年度計画書」を作成するプロセスにおいてなされているが、十分な体制とは言えない。

内部質保証システムにとって、理念や方針の位置づけはきわめて重要であるが、様々な制度や規程が組み合わさって体系をなしているため、とても複雑で分かりにくいものとなっており、理念や方針として十分機能しているとは言い難い。

#### <コメント>

「学長方針」及び学部・研究科の「教育理念」や「使命」が、教育・研究活動の指針であることが十分に意識されるように教職員・学生、社会一般に対して周知されるべきであ

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

る。理念や方針に関する制度や規程については、その適切性を検証した上で整理し、学則を含めて必要に応じて改正する必要がある。その場合も、理念や方針の位置づけと意義をわかりやすく明示し、教職員で共有する必要がある。

「グランドデザイン」については、その実施状況を検証し、必要に応じ見直しすべきである。学部・研究科の理念・目的の検証についても、カリキュラム改革の時だけでなく、毎年度定期的に「自己点検・評価報告書」と「年度計画書」を作成するプロセスにおいて意識的になされることが重要である。理事会においては、「グランドデザイン」を踏まえ、「学校法人明治大学長期ビジョン」を策定しているが、その具体化に向け、教学の意見を十分踏まえて「中期計画」を策定すべきである。

「学修環境に関する学生アンケート」については、内容や方法を改善し、継続して行い、「理念・目的」の周知と効果について検証を進めるべきである。

## 基準2 教育研究組織

### <特 色>

本学の教育研究組織は、「グランドデザイン」に基づき、大学としての社会的責務における重点政策と改革を推進するために整備され、その特色は10学部28学科、16研究科34専攻を4つのキャンパスに設置する総合大学であるとともに、時代の変化や社会の要請に対応すべく、広範囲に及んでいる点にある。また、世界的水準の研究推進のための「研究・知財戦略機構」、国際的な教育交流等及び国際貢献のための「国際連携機構」、社会貢献推進のための「社会連携機構」の3機構を設置するとともに、本学の教育研究促進のために教育改革支援本部をはじめとする12の教育研究組織を擁している点も特色である。

教育の国際化については、2014年度にグローバル・ガバナンス研究科を設置し、実践的・行動的かつグローバルに貢献できる人材の育成を可能とした。また、学長が国際連携機構の機構長を務めることにより、一層のリーダーシップを発揮し、国際化に特化した政策審議を可能とし、本学が直面する国際化に関する課題の全学的な解決を図ることを可能としている。

2007年に設置した「先端数理科学インスティテュート(MIMS)」を基に、2011年に「大学院先端数理科学研究科」を、2013年に「先端数理学部」を設置することで、研究組織がその成果を高め、教育組織の設置に結実させたことは特筆すべき点である。

### <課 題>

国際化に関する審議事項は、教務部委員会及び学部長会に諮るものと国際連携運営会議及び国際連携機構会議の審議を経るものの二種類が存在し、審議決定における手続き上の非効率化をもたらしており、速やかな是正が望まれる。合わせて、学長のリーダーシップのもと、全学的な取り組みはあるものの、各取り組み主体が各機関とされることで、その推進が複線化しており、取り組み内容の受験生及び各関係者であるステークホルダーへの周知を困難としている。これらは毎年度の課題でもあることから、速やかな改善が望まれる。

また、博物館における学芸員の研究環境の改善、心理臨床センター運営委員への情報提供、就職キャリア支援センターにおける業務負荷の是正等の課題も存在しており、これらの課題の解決が望まれる。

### <コメント>

教育の国際化については、推進組織として「国際教育プログラム」運営組織の整備と、

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

体系化したプログラムの学生への提供が計画されつつも、その具体性は必ずしも十分とはいえず、より明確かつ具体的な施策を示すべきである。また、2013年5月に設置したアセアンセンター（タイ国バンコク）についても、その運用実態及び活用計画についての説明が十分ではなく、これらの点を踏まえた明確かつ具体的な計画の策定、提示及び説明が必要である。

教育の情報化については、さらなるeラーニングを活用した授業科目の増加や iTunes を利用した本学の教育のさらなる発信基盤を強化することが計画化されているが、中長期的な視点での計画策定も望まれる。

また、学部基礎を置かない法科大学院及び専門職大学院については、その位置づけやこれからの在り方、学部並びに既設研究科との関係等についての全学的視点からの発展計画の策定と整備が望まれる。特に次世代の大学教育は大学院を主軸とする教育にシフトしていくことは必至とされており、教育型大学または研究型大学としてのいずれかの立ち位置を早期に見極めることは本学のこれからの在り方に肝要なことであると思われる。

#### 基準3 教員・教員組織<コメントA>

##### <特色>

教員の募集・任用・昇格に関する規程は、各学部等の内規に定められている基本的な項目や教員の任用及び昇格審査における審査対象業績の取り扱い等について、可能な限り共通化した「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」を定め、これを適用しているため、教員の任用及び昇格審査は明文化された統一の基準で行われている。近年は女性教員、外国人教員任用を積極的に行っている。また、2014年度以降の特任教員、客員教員、兼任講師などの任期付教員制度を改めるなど、国際化、社会の要請に応えている。

学長が示す「教員任用計画の基本方針」において、開講時間数の半分以上を兼任講師が担当している学部等に対しては兼任講師の増員を原則として認めないこととし、カリキュラムにおける兼任講師への依存率の適正化を図るよう努めている。これにより兼任講師に対する教育の質の確保を図っている。

専任教員データベースを構築し、「Oh-o!Meiji システム」を通じて研究者自身がアクセスして、常時データを更新できる環境を整備し、アクセス率が向上している。

##### <課題>

2008年学部長会でスチューデントレシオ（SR）を決定し、整備を進めているが、国際日本学部及び総合数理学部については未だSRを決定していない。SRの算定における大学院学生数の扱い、客員教員・兼任教員の適正な任用水準についても検討課題としてあげてあるが未だ具体的方策が定まっていない。

専任教員データベースのアクセス率は向上しているが、専任教員及び特任教員の昇格審査以外での定期的な教育・研究活動の評価並びに客員教員を除く他の任期付教員である助教及び兼任講師の具体的な教育・研究活動の評価が行われていない。社会貢献や実務業績の評価、教育貢献の評価指針の明確化が今後の課題である。

大学院における定年などで退職した教員の補充について、学部の任用、昇格人事との連携を図りつつ、カリキュラムに沿った適切な教員配置を行うように配慮しているものの、多くの研究科において「専任教員の採用と昇格が学部教授会で決定されるため、大学院での教育内容が独自のプログラムを作りにくいなど、学部の人事に左右される面は否定でき

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

ない。」としており、学部の人事との連携は十分ではない。そのため、いくつかの研究科で設置基準上必要教員数が一時的に不足するという事態が生じている。

FDについては、全学的な取組みとして、各種研修やプログラムが実施されているものの、参加者が一部の教員に限られている。

#### <コメント>

教員の任用及び昇格審査は明文化された統一の基準で行われていることは評価できる。しかしながら、昇格審査以外での定期的な教育・研究活動の評価がなされておらず、早急に整備することが求められる。このことがFD活動への参加者が一部の教員に限られる要因となっている可能性もある。

SRが定められていない学部については、早急に定める必要があるとともに、専任教員と兼任教員の比率の適正化もより具体的に図るべきである。

大学院担当教員の任用については構造的な問題を含んでいる。全体として十分な数の大学院担当教員がいるにもかかわらず、特定の分野で設置基準上必要教員数が不足する事態は、毎年のように起こる可能性がある。持続可能な教員組織を構築する方策を早急に整える必要がある。

特任教員など任期付き教員が担当している授業についても、カリキュラムに支障をきたさないように持続可能な計画的な採用と運用を心がける必要がある。

研究時間の確保やSR向上のために法人に増員を要求するだけで無く、学内委員会のスリム化・効率化、担当時間数の適正化などを各学部・研究科で工夫をしていく必要がある。一方、大学として研究に対するインセンティブも考えていく必要がある。

### 基準3 教員・教員組織<コメントB>

#### <特色>

本学の教員任用計画は、学長が毎年策定する「教員任用計画の基本方針」に基づき、各学部・研究科等が当該機関の任用計画案を作成し、学部長会の議を経て、最終的に理事会で承認される。各学部・研究科等は、この承認された任用計画に従って次年度の教員任用手続きに入ることとなるが、教員任用は基本的には、相応の理由がない限り増員は認められず、退職者の補充が原則となっている。

学長が策定する「基本方針」には、本学の求める教員像や教員組織の編制方針が掲げられ、さらに教員に必要な具体的な能力・資質も挙げている。各学部・研究科等は、この教員像に合致し、当該機関の発展に寄与しうる教員を任用するため、国内だけでなく海外に対しても広く人材を公募し、公平かつ厳格な業績審査及び面接を実施している。これにより、教員任用は計画的に行われ、国際化や社会の要請に応え、かつ、本学の教育研究活動の活性化及び質の維持を図っており、教員組織が適正に編制される仕組みとなっている。

また、専任教員の任用だけでなく、特任教員を積極的に任用することにより、近年の時代の変化や社会のニーズにも対応している。

各学部の教員数の適正規模については、2008年度以降、指標の一つとしてSRを設定しており、2013年度は、34.5へと向上しており、教育の質向上に成果を上げている。

教員の資質向上のための研修・諸活動については、学内の各種機関との連携により、授業方法や研究方法だけでなく、本学の入試動向の把握、学生の進路指導や生活相談の方法、大学財政等についても幅広く理解を深める取り組みを行っている。

#### <課 題>

学生定員に対する教員数については、ここ数年間で適正化に取り組み、教育研究環境は改善されてきた一方で、授業科目担当者の専兼比率については兼任講師に対する依存率が高い。今後、教育の質的向上が求められる中、専兼比率の適正化を図るよう努め、兼任講師任用に関しても、一定の基準を設ける必要がある。

専任教員の年齢構成については、全体的に高齢化傾向にあるといえる。各学部では教員任用に際し、大学院教育の充実や退職教員の研究指導の継続性に配慮しなければならないという事情も一因と思われる。教員の年齢構成の適正化実現には、この大学院担当と学部授業担当の制度の在り方を見直す必要がある。

教員の男女比については、ここ数年で女性教員の比率が増加傾向にあるが、まだまだ事務職員と比較すると本学の女性教員比率は低いと言わざるを得ない。女性の教育・研究業界への進出は今後増加傾向になると予想できることから、女性教員への教育研究活動及び就業環境支援の施策が求められる。

#### <コメント>

時代の変化とともに大学教育のあり方も変化が求められている。授業方法や研究指導についても、授業改善アンケートの結果や学生相談の内容にも耳を傾け、改善していく必要がある。

また、大学財政における人件費の問題は、日本のどの大学でも重要課題である。このような状況の中で、教育研究の質的向上を図りつつ、専任教員・特任教員・兼任教員の役割を明確化し、本学にとっての適正な教員組織のあり方についても検討していく必要がある。

## 基準4 教育内容・方法・成果

### (1) 教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針

#### <特 色>

「独立自治」「権利自由」の建学の精神及び「グランドデザイン」に基づいて、『『個』を強くする大学』という教育理念のもと、各学部・研究科において、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が設定され、ホームページや学部ガイド等で公開されている。これらの方針は、各学部・研究科におけるカリキュラム改革等に応じ見直され、教授会及び研究科委員会において定期的な検証がなされている。また、これらの方針は、毎年度関連されている教学事項の審議の際に、教務部委員会（正副教務部長、各学部教務主任により構成）及び大学院委員会（大学院長、大学院教務主任及び研究科委員長等で構成）において必要な見直しを行うよう依頼がなされ、全学的な検証が行われている。

全学的なプログラム及び学部間・研究科間に共通して実施されている科目については、ユビキタス教育、キャリア形成支援教育の教育課程、全学共通科目群、グローバル人材育成に関する科目群、情報教育科目群、資格課程の教育課程等のそれぞれについての「編成・実施方針」が、それぞれの担当の委員会などにおいて明確にされている。

2013年度において、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の内容における表記の確認を全学的に行い、より分かりやすい表記とされ、2014年度に公開されることとなった。

#### <課 題>

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、教育実施上の基本方針としてすべての教職員に意識されるべきであるが、その内容や意味について、十分な理解が得られている

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

とは必ずしも言えない状況である。また、カリキュラム改革等においても、必ずしも各方針の検証を軸として行われるような仕組みとされていない。ホームページ等における周知・公開についても、学生等にどの程度理解されているかについての検証が十分になされているとは言えない。各方針の検証については、教務部委員会や大学院委員会の下で全学的になされているが、そのプロセスが各学部・研究科に十分に理解されているとは言えず、各方針が社会の要請と適合しているか否かについても継続的な検証が必要である。

また、全学的なプログラムや学部間・研究科間に共通して実施されている科目について、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が明確に反映されているか否か、恒常的に検証することが求められる。

#### <コメント>

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は教育の根幹となるものであり、各方針が形式的なものにとどまらないように、2013年度に改定された各方針の位置づけについての理解がさらに深めるような工夫を継続的に行っていく必要がある。また、各方針の適切性及び社会の要請との適合性についても、継続的かつ効果的に検証していく体制を構築していく必要がある。ホームページ等における周知・公開についても、学生等にどの程度理解されているかについて十分検証されているとは言えないことから、アンケートなどで定期的に検証する仕組みを構築する必要がある。さらに、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関についても、十分な検証が行われるべきであり、各方針の適切性を検証するに際しては、責任主体・組織、権限、手続等をより明確にし、検証プロセスの改善につなげるように工夫すべきである。なお、全学的なプログラムや学部間・研究科間に共通して実施されている科目についても、「編成・実施方針」だけでなく、必要に応じ、学位授与方針との関係を明確にすべきである。

## 基準4 教育内容・方法・成果

### (2) 教育課程・教育内容(コメントA)

#### <特色>

各学部・研究科とも、それぞれのミッションに応じた体系的な科目編成をしており、学部においては初年次教育と科目配置の順次性にも配慮がなされている。具体的には、一部の学部を除いて初年次から配置された基礎的な演習科目や入門・概説科目などによって導入教育の充実が図られていると同時に、単一学科の学部においてもコース制を取り入れるなど学年進行に応じた順次的な科目履修が可能となっている。また、理論と実践の架橋あるいは先端研究への対応については、文系各学部における演習科目の充実、理系学部における実験・実習科目の充実に加え、たとえば、地域・産学連携による実践教育(商学部)、実習科目の設置(文学部)、ファームステイ研修(農学部)、フィールドスタディ(経営学部)など、理論と実践の融合を目指したさまざまな工夫がみられる。大学院各研究科についても、おおむねコースワークとリサーチワークのバランスは取れている。

国際化に関しては、全学単位での国際化プログラムに加えて、学部・研究科単位での国際化への対応が徐々に進んでいる。海外での夏季法学研修(法学部)、海外協定の推進(商学部)、グローバル人材育成推進事業(政治経済学部)、留学促進プログラム(文学部)、海外農業体験(農学部)、国際ボランティアプログラム(経営学部)、短期留学の促進(情報コミュニケーション学部)、イングリッシュトラック(国際日本学部)、あるいは経営学

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

研究科における多様な国際交流プログラムなど、国際化の芽は育ちつつある。

全体として、各学部・研究科とも教育課程の編成方針に沿った授業配置がなされている。また、学部・研究科に設置されたカリキュラム委員会等によって適宜カリキュラムの見直しが進められている。カリキュラムの改訂ないしは運用の見直し（法学部・商学部・経営学部・情報コミュニケーション学部・国際日本学部）、あるいはカリキュラム改訂に向けた具体的な検討（政治経済学部・文学部・理工学部・農学部）など、本学における中期的なPDCAサイクルは確立されていると考えられる。

#### <課題>

本学におけるカリキュラムの見直しは着実に進められているが、カリキュラム改定には授業コマ数の増加をとまなうことが多く、その結果、各キャンパスにおける教室事情の悪化を招いている。また、カリキュラムの複雑化によって、カリキュラムの体系を理解しない学生がいることを指摘する学部もあることから、履修指導のより一層の徹底が望まれる。同時に、カリキュラムの複雑化は、先端的な教育を学部のなかで完結することの限界を示しているかもしれない。その点で、研究科との接合を含めた総合的な教育体系を検討すべきだが、肝心の大学院進学者が伸び悩んでいることも課題のひとつである。

国際化について、とくに留学生の送り出しについては学部・研究科によるバラつきが大きい。独自の協定校や交流プログラムを設けながら、送り出しの伸びていない学部・研究科も多い。とりわけ多くの研究科では送り出しが低迷しているように見受けられる。各学部・研究科には学生及び社会のニーズを検証することが求められると同時に、大学には経済的支援を含めた留学環境を一層整備する必要がある、そのための財政的手当が求められるだろう。

#### <コメント>

複雑化したカリキュラムの順次性を明確に示すために科目のナンバリング・システムの導入を検討し、その検討を通して基幹科目の再構築を図ることが必要と思われる。また、基幹科目の手厚い教育を実現した上で、先端科目の一部については、早期卒業制度を活用するなどして学部教育と大学院教育との接合を促進することが望まれる。

国際化に関しては、とくに留学生の送り出しを促進するため、すでに一部で実現されつつあるが、学部・研究科単位においても、経済的負担の少ないアジア圏への留学制度をさらに充実させることが検討されるべきである。

## 基準4 教育内容・方法・成果

### (2) 教育課程・教育内容（コメントB）

#### <特色>

本学の建学の精神である「権利自由」「独立自治」の精神に基づき、教育課程の編成は各学部で検討し、推進している。カリキュラムにおいても同様に、各教育課程の所属教員が教育目標・人材育成目標に基づいて検討して構築されている。ただし、カリキュラムの基本的な構成として、専門教育だけでなく豊かな人間性の涵養、幅広く奥の深い教養を培うために必要な教養教育科目群を、名称は違うが各学部設置している。大学設置基準の大綱化以降も教養教育の重要性を認識し、大学に求められる教育のあり方を常に検討し、教育課程を編成している本学の特徴と考えることができる。

近年、社会の要請が大きく注目されるようになったグローバル人材育成に関連する科目

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

を、本学独自の形態で設置し、教育を行っている。今後も、さらに充実させるべき科目としてあげられる。

#### <課題>

各学部のカリキュラムで、科目間の関連について検討はされていると思われるが、外部から確認する方法がない。また、シラバスを準備して学生に講義内容を周知しているが、シラバス通りに講義が進められたかどうかを確認する方法も確立されていない。各教育課程のカリキュラムで、科目間の関係について説明ができると、教育目標の達成により効果があると思われる。

学生による授業改善アンケートは実施されて、その結果が公表されているものの、その結果が妥当な結果なのか、そうでないか、確認する方法もない。これらの結果を、活用する方法を確立する必要があると思われる。

グローバル人材育成に関連する科目群のような、海外における実習を伴う科目が増えてきている現状は、各学部のカリキュラムとの間に開講時期の関係で問題を生じる原因にもなる可能性がある。海外における実習を長期休暇期間中に行えば問題はないが、通常の授業期間中に開催されると他の履修科目の講義を休む必要が生じる。

#### <コメント>

大学教育における、一般教育科目（総合科目）の役割は重要であるので、各教育課程のカリキュラムにおける、これらの位置づけを明確にして学生に周知することが重要に思われる。

また、学部間共通科目やグローバル人材育成科目群のように、学部単位ではなく全学部の学生を対象とした科目が多く設置されているが、その内容が各学部のカリキュラムとどのような関係にあるのかが明確になっていない。将来、さらに増える可能性があるため、この点について検討する必要があると思われる。

## 基準4 教育内容・方法・成果

### (3) 教育方法 (コメントA)

#### <特色>

各学部とも、少人数のクラス編成による授業の多様化を行っており、マンモス大学におけるマスプロ教育を避ける努力がみられる。特に、初年次教育に学部教育の基礎となるような授業科目を設置し、その後の体系的な履修計画を立てることができるような工夫をしている学部が多い。シラバスの作成は全学部で徹底されており、シラバスと授業内容・方法との整合性は、学生による授業改善アンケートにより確認されている。また学部によっては、教員相互の意見交換が行われ、同一科目を複数の教員によって担当する場合の授業内容の統一化を図っている。さらに、図書館の利用・活用法のガイダンス等も準備され、図書館を中心とした学習支援も充実している。

#### <課題>

シラバスとそれに沿った授業は実現しているが、学生の予習・復習の実態は、まだまだ十分とはいえない。学生にどのように予習・復習を行うことを日常化させるかが課題といえる。2013年度からグローバル人材育成にかかわる科目群が開始され、ガイダンスには多数の学生が参加したが、多くの学部で2013年度入学生からの適用となっているため、学生側のメリットは限定的である。学生への情報提供をもっと広げる工夫が必要である。ユ

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

ビキタス教育については、対外的に高い評価を得ている学部もあるが、コンテンツ数があまり多くないのが問題といえるであろう。

#### <コメント>

少人数教育を徹底させると、どうしても教室の利用率があがってくる。各時限の教室の利用率を平準化するとともに、カリキュラムの全体像も見直すことが必要となってくるであろう。また、単なる少人数教育ではなく、授業の中で教員と学生が相互に発言をするアクティブ・ラーニングを取り入れることも大切であると思われる。そのために有効なのが、学生による授業改善アンケートであるが、今のところ、アンケートの結果を授業改善に結びつける具体的な方策が策定されていない学部が多い。せつかくの情報であるので、活用することが是非とも必要である。

## 基準4 教育内容・方法・成果

### (3) 教育方法(コメントB)

#### <特色>

各学部においては、少人数教育、ゼミナールや演習科目を重視した取り組みがみられ、高い学習効果を上げている。また、全学的に設置されている学部間共通総合講座においても、企画実践・課題解決形式など、講義形式にとらわれない学習方法は、学生の学習意欲を高めている。外国語教育については、英語による授業、政治経済学部における ACE (Advanced Communicative English: 英語実践力特別強化) プログラムやグローバル人材育成トラックなどの導入が進み、英語力の強化や留学を目指す学生の促進に繋がっている。

Oh-o!Meiji システムは、学生及び教員へのアンケート調査をもとに、機能改修が行われ、これにより教員のクラスウェブ利用率が 28%から 41.5%に上昇するなど、改善が進んでおり、学生の学習支援ツールとして機能してきている。また、ユビキタスカレッジ (e ラーニング) についても、特筆すべき学習支援体制であり、さらに「iTunes U」などを利用することで、「世界に発信する大学」というビジョン実現に貢献している。

授業改善のためのアンケートは、全学的な体制となり、質問項目の相関関係も含めて教員にフィードバックされ、シラバスのチェックをはじめ授業改善のための資料として役立つ。シラバスについては、成績評価基準の明示について改善が進み、理工学部では、この項目の未記入 0 件を実現している。また、多くの学部では、専任に限らない教員連絡会議(懇談会)を設けて情報共有を図り、同一科目での授業内容や成績評価を統一するなど、授業内容の改善に組織的に努めている。

各研究科では、「修士(博士)学位取得のためのガイドライン」を学生と教員に周知徹底されたことは、効果的で適切な指導に有効に働いている。また、専門職大学院においては、教育補助講師による質問や相談の受付などの支援が、学生から高く評価されている。

#### <課題>

「学修環境に関する学生アンケート」によると、予習復習の徹底が課題であり、これは複数の学部からも指摘されており、学生の自主的な学習意欲を向上させるための措置が必要となっている。

資格課程(教職・学芸員養成・司書・司書教諭)は、本学の教育内容として重要な位置付けにある科目であるが、グループ活動を行うスペースの不足、実習室の拡張、ツール類が常備された演習教室の設置の必要性があるなど、設備面で課題を有している。

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

本学の特色として、グローバル人材育成に関わる科目やプログラムが設置されている。しかし、単位修得率が低かったり、少数しか修了生がでていないプログラムがあったり、あるいは全学共通科目でありながら、学生の履修に不便が生じている科目などがあり、運用面の改善が行われるべきである。

Oh-o!Meiji システムは、機能改修により教員の利用率が上がってきているものの、さらなる利用率向上のための取り組み、あるいはユビキタス教育についても、各学部等のカリキュラムに基づくメディア授業の増加を目指すべきである。

各学部等では、少人数教育をはじめとして学生の学習意欲の向上を目指して取り組んでいるものの、そのためには教員や助教あるいはTAの拡充を図るべきである。

授業改善アンケートは、必ずしも実施率が向上しているわけではない（大学データ：表29）。また、改善方法は教員個人の判断によるところが大きく、さらなる取り組みが必要となっている。

#### <コメント>

各学部において学生の学習意欲を促進する取り組みがなされているが、予習復習の時間が少ないことが問題となっており、学生自身が主体的に授業に取り組む姿勢を育むためには、シラバスへの明示や学生指導の徹底が望まれる。また、学生指導のためには、ガイダンスの強化・充実に努める必要がある。

各種資格課程やグローバル人材育成に係わるプログラムなど、全学的な講義・プログラムでは、必ずしも学生への履修支援が行き届いておらず、メディア授業による学習支援をより一層整備するなど、受講システムの改善を図る必要がある。また、ユビキタスカレッジの促進に向け、コンテンツの増強や学生がアクセスしやすい環境の実現が望まれる。

学習支援ツールである Oh-o!Meiji システムは、教員の利用率によって効果が左右される。教員利用率を更に向上させるためには、具体的な活用事例などを教員が共有できるとよく、授業への展開をテーマにした説明会の開催を急ぐべきである。

授業改善アンケートは、改善に向けた組織的な取り組みがなされていない状況であり、アンケート結果を学部長からフィードバックしたり、改善機能を有する組織を学部等に作ったりするなど、教育成果の検証により有効な方法を検討すべきである。そのためにも、各学部等において設置されているFD組織において、改善につなげるための組織的でより具体的な仕組みを構築することが望まれる。

## 基準4 教育内容・方法・成果

### (4) 成果（コメントA）

#### <特色>

総合大学である本学では、様々な方法で多様な主体による学習が行われており、その成果を測定するための評価指標の開発が必要である。学生の学習成果を測定するための評価指標の開発について、「図書館活用法」や「ユビキタス教育（eラーニング）」、「国際協力人材育成プログラム」等において、授業科目や教育プログラム単位ではあるものの、評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努め、学習達成度の把握やその結果を用いた教育改善に効果を上げている。

「学修環境に関する学生アンケート」が実施され、アンケート分析結果から、大学全体、学部・研究科ごとに長所となる特長や、改善が必要と思われる事項が見えてきた。例えば

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

比率が低かった項目について、数年計画でこれを高めていく活用方法を考える必要があり、また、今回初めて得た情報については新たな目標として設定することができる。

#### <課題>

カリキュラム及び授業の評価について、評価の客観性を高めることが必要である。履修中のアンケートだけでなく、翌年度以降の成績評価が確定したのちにもう一度同じ科目についてアンケートを行うことで、客観性の高い評価結果が得られる可能性がある。さらに、卒業生へのアンケートを実施することも検討すべきである。その他、懇談会の開催、ネット上のアンケートの実施等、就職先、卒業生による評価が可能となるような仕組みを検討する必要がある。

#### <コメント>

多様な主体の学習成果の測定は未だ開発段階にあり、今後、これらの成果を確認する。「国際協力人材育成プログラム」における自己評価表やeポートフォリオ・システムを活用した評価指標の開発や、「図書館活用法」におけるプログラム評価による教育機能の改善は学内においても先端的な取組みであるため、ホームページや紀要等によって広く学内に公表し、学内のグッドプラクティスとして周知することが望まれる。また、各学部・研究科には学内ではあまり知られていない良い取組みがあると思われる。それを発掘し、全学的に周知する方法も検討していく必要がある。

「学修環境に関する学生アンケート」では、アンケート結果の分析を深め、見方や活用方法について解説すべく、担当者向け説明会の実施を企画する。キャンパス間、学部間での特徴を各担当者に理解させることが望まれる。

法学部では、単位認定後のアンケートの実施が計画されている。また、理工学部では、本学の卒業生が就職した企業に対して、本学の学生に対する満足度を就職委員が調査するという例がある。本学卒業生に対する就職先の意見は、教育の成果を評価する上での重要な情報であり、全学的に行うべき取組みである。一方、卒業生からの評価に関する報告はないので、今後の取組みが望まれる。

## 基準4 教育内容・方法・成果

### (4) 成果(コメントB)

#### <特色>

学部教育の学習成果の測定には全学的にGPA制度が導入され、きめ細かな学生指導に活かされている。また、TOEICなど外部試験のスコアが習熟度別クラス編成に活用されている。これらの数値指標は学生自身のインセンティブにもなり、外国語検定の高得点者や派遣留学生の増加になって表れている。学習成果を最終的に確認する科目としては、各学部とも演習(ゼミ)と卒業論文(卒業制作・卒業研究)を重視し、それを必修化していない学部でも学生の履修率は極めて高い。また、演習成果集(報告書)や学生論文集の刊行、ゼミ対抗プレゼン競技会やゼミナール発表会の開催などが各学部で行われ、学内外に成果を「見える化」とするとともに、学生のモラル向上にも大いに貢献している。

大学院教育の学習成果の測定は、修士・博士の学位論文、大学院『研究論集』やその他の国内外の学会での口頭・論文発表の業績など、学術研究機関一般の水準に合わせて行われている。大学院『研究論集』への投稿は増えており、学位論文作成へのベンチマークとして位置づけられている。また、博士後期課程在籍者は助手任用時の審査により、研究の到

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

達度を確認する良い機会になっている。

学部・大学院ともに学位の授与は明示化された手続きに従って厳正に行われており、それは便覧、シラバス等に明記され、各種のガイダンスを通じて周知されている。特に大学院の各研究科では教育目標に沿った「学位取得のためのガイドライン」が作成され、学位論文審査の基準や手続きが透明化されている。

#### <課題>

多くの学部でTOEICなど外部の検定試験の利用がすすめられ、また学部独自のプログラムによって語学力の向上や派遣留学生の増加をもたらしている。ただ、こうした施策にはいずれも学部予算が充てられており、事業の継続性を確保するためにも財政的な裏付けが求められる。また、学生論文集の刊行やゼミ発表会の開催は学生の学習意欲の増進に大きく貢献しているが、そのための予算の確保が求められる。

多くの学部では新生及び卒業前の4年生にアンケートを行い、入口と出口で学生の評価を把握しているが、これらのアンケート結果の分析・活用、教員への還元は十分とは言えない。また、就職先の評価は「企業と大学の就職懇談会」の席上での意見聴取にとどまるところが多いため、学部独自でも卒業生や企業担当者との懇談の機会を設け、その席上で意見聴取するなど、直接的に評価を得る機会をさらに増やすべきと考えられる。

大学院の博士前期課程（修士）の学位授与率は9割に近く、学部と同程度に達しているが、学位論文提出者の増加に伴い、短期間に大量の論文審査が求められ、教員の負担増が問題となっている。

#### <コメント>

一部の文系学部（法，商，政経，経営，情コミ）では卒業論文が必須ではなく、履修者と非履修者の間で学習到達度の差が懸念される。なお、卒業論文の作成にはきめ細かな指導が求められるが、それを担保する少人数教育を維持するためにも適切な学生レシオが求められる。また、学位の授与が極めて厳正に運用されていることは好ましいが、一部の学部を除いて追試験、再試験の制度がなく、卒業予定者に不本意な留年を強いることになりかねないため検討が必要である。

大学院の博士前期課程修了者のうち進路未確定者が少なからずおり、また専門性が必ずしも生かされていない就職も多い。適切な就職・進路形成に関する指導が必要である。一方、博士後期課程の学位取得は2割にとどまり、文系在籍者のなかには学位未取得のまま在籍が長期化する者や、学位取得の意欲がみられない助手採用者も少なくないため、対策が必要である。また、課程博士修了者が直ちに研究機関に就職することは難しい情勢なので、アカデミック・キャリアに留まってしまうよう、助教制度の拡充や博士研究員制度の設置など支援制度の充実が必要である。

## 基準5 学生の受け入れ

### <特色>

本章に関しては、点検・評価項目である「学生の受け入れ方針」「適切な募集・選抜方法」「収容定員に対する在籍学生数比率の適切性」「受け入れ方針の定期的検証」のいずれの欄も、「現状の説明」に関しては、各学部・各研究科とも記述のスタイルがほぼ統一され、たいへん分かりやすく説明されている。

「学生の受け入れ方針」に関しては、どの学部・研究科もホームページで公開されてお

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

り、必要十分な態勢ができています。

「収容定員に対する在籍学生数比率の適切性」について、学部に関しては、入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）及び収容定員に対する在籍学生数比率はほぼ適正な範囲に収まっている。ただし、比較的新設学部の場合、歩留まりデータの蓄積がまだ十分でなく、年度ごとの変動が大きいという苦労がある。全学レベルでは入学センター事務室が入試広報活動、受験説明会等で本学の人気維持のためによく健闘している。

#### <課題>

「収容定員に対する在籍学生数比率の適切性」について、学部と比較して、大学院各研究科では定員を満了だけの入学者が集まらないところが多い。これは、説明会の機会を増やしたり入試実施回数を増やしたりするだけでは解決できない問題であろう。無理に定員を充足させようとするれば、受け入れ方針の遵守に目をつむり、学力や資質が十分でない学生を入学させることになってしまう。もちろん、これはどの研究科も同列に論じることができる問題ではなく、細部は専攻分野ごとに事情が異なるだろう。少なくとも、人文社会科学系と理系とを分けて考える必要がある。また、博士前期課程と博士後期課程とでは前提条件も異なるうえ、社会人入試をどの程度重視すべきかについても、研究科ごとに考えが異なる。さらに、特に大学院博士前期課程では在籍学生全体に占める留学生の比率が学部と比べかなり高くなるが、特定の国に偏る傾向（e.g., 法学研究科）や日本語能力が不十分な学生への対応（e.g., 政治経済学研究科）も課題となっている。

全学レベルでは、各学部・研究科と事務セクションとの連携の不十分さも指摘されている。たとえば、国際連携事務室が各学部・研究科のグローバル化を支援しきれていない現状、入学センター事務室が入学志願者動向等の分析結果を十分に学部へフィードバックできていないといった課題である。

#### <コメント>

大学院、特に博士後期課程の学生数が定員割れしていることは悩ましい問題である。専門にもよるが、後期課程まで進むと大学教員になるくらいしか就職口が見当たらない分野も少なくない。さらに、少子化により就職先になる大学の数自体が逡減している状況を考えると、博士後期課程への進学をリスクとみなす若者が多いことは自然である（『博士漂流時代「余った博士」はどうなるのか』『文系 大学院生サバイバル』といった本が売れる背景である）。優秀な学生ほどリスクに敏感であろう。学内で大学院進学をいくら呼びかけても、これはどうしようもない。定員枠と実態との齟齬を埋めようとするならば、思い切って定員枠を減らし、真の少数精鋭を育てる方針へと転換することも一案ではないか。

また、日本語能力が不十分な留学生が入ってくるという問題を指摘した研究科もあった。しかし、ここは発想を変えて、イングリッシュトラックをさらに充実させ、ほとんどの研究科において英語中心で単位を取得し修了できるシステムをつくることを考えてはどうか（そのほうが幅広い留学生を呼び込める）。もちろん、日本語や日本語で書かれた文献・資料を研究対象とする専攻は例外扱いとする。

最後に、改善すべき点として明記はされていないが、「障がいのある学生の受け入れ方針」についてはどの学部・研究科も障がいのある学生に対して門戸を開いていることを唱っているが、「志願があったら可能な範囲で対応する」（法学部）というのが、多くの学部・研究科にとって現実的な対応であろう。「聴覚障がい学生のサポートを、ノートテイカースタッフを中心に行っている」（農学部）と「効果」欄に書き込む学部もあったが、そも

そも障がい者への本格的かつ真摯な対応は個別学部単位で取り組むには重すぎる問題である。補助スタッフや施設などは全学——少なくとも駿河台・和泉・生田といったキャンパス——レベルでのサポート態勢の構築が必須であろう。以上をふまえて大学全体として、障がいのある学生をどこまで積極的に受け入れるのか、その方針をなるべく早い時期に策定する必要があるのではなかろうか。

## 基準6 学生支援

### <特色>

本学の学生支援に関する方針は、学長方針に基づき「修学支援」「生活支援」「進路支援」の3側面から定められており、新入生には配付するキャンパスハンドブックの中で前述に示した「修学支援」「生活支援」「進路支援」を紹介している。全学生を対象として、これらの方針を実現するため、教務部長体制の下、関係諸機関・部署の年度計画として遂行されている。特色については以下のとおりである。

修学支援は、クラス担任等を通じて留年者、休学・退学者への対応は、適切な指導及び状況把握が行われている。学習補習・補充教育等の学修支援については、学習支援推進委員会の下、各キャンパスに支援体制を構築している。障がいのある学生に対しては学習支援推進委員会の下、障がい学生学習支援チームを組織し、全学体制で支援が行われている。奨学金制度は、日本学生支援機構による奨学金とあわせて、(1) 学業奨励、(2) 経済支援、(3) 学生生活支援の3つの給付型に重心をおいた本学独自の奨学金制度を設けている。これらは大手私立大学の中においてもトップレベルの充実度を誇っており、各キャンパスに奨学金相談窓口を設置し対応している。

生活支援は、各キャンパスに学生相談室を設置し、メンタルヘルスや心理相談をはじめ、学生生活全般における多様な悩み・問題の相談を受けている。また、英語版ハンドブック『Guide to the Student Counseling Room』を作成するなど海外からの学生はもとより英語コースの学生の利用にも配慮がなされている。ハラスメント対応は、キャンパスハラスメント相談室において学外機関専門家を含めた支援体制を構築するとともに、学生及び教職員に対し、啓発用パンフレットの配布や人権に関連した講演会・研修会等を実施して予防対策を講じている。

進路支援は、就職キャリア支援センターの下、専任職員がキャリアカウンセラーの資格を取り、各キャンパスにおいて個別相談を行い、年間約 28,000 件の面談に応じるなど手厚い体制を敷いており、社会からも高評価を得ている。

以上のように、本学の学生支援体制は、それぞれの方針に基づき、総合大学でありながらも総じてきめの細かい充実した対応・指導がなされている。

### <課題>

学生支援に関する理念・目的の周知については、2年次以上の学生への周知の手段が十分ではないため、具体的方法の確立や改善が望まれる。また、学内のバリアフリー化や災害時の支援体制強化も課題である。障がいのある学生や留学生など様々な学生に対して支援を行うためには、学習支援室や学部等、関係諸機関の協力体制や連携の強化が望まれる。生活支援に関しては、近年問題となっている飲酒マナー、薬物乱用防止や SNS 等におけるネット上でのトラブル等について、周知が徹底されていないので、学生生活ガイダンスにおける周知に加え、更なる注意喚起の徹底が求められる。正課外教育の一環である M-Navi

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

プログラムは、本学独自の取組みとして定着し一定の評価を得ているが、本プログラムの目的である社会人基礎力形成に対する効果について、検証・評価するシステムの構築が必要である。

就職支援体制については、今後、想定されるグローバル化やそれに伴う労働力の流動化など雇用を取り巻く環境変化への柔軟な対応が求められる。

#### <コメント>

近年において大きく様変わりしつつある学生の考え方やその生活実態をデータとして把握した上で理念・目的の適切性について検証し、継続的に関係諸機関における改善計画に反映させていくことが重要である。学生生活の実態を正確に把握するため、「学生生活・正課外活動実態アンケート」を継続して実施し、現状把握に努めていることから、今後は集約した統計データの分析をすすめ、学生のニーズに沿った学生支援の方策を検討し、具体的な改善案として次年度の計画に反映させる仕組みの確立が望まれる。奨学金制度は、採用基準の適切性の検証、支援規模の適正化、経済困窮度に応じた給付額の設定、学生への周知方法等、既存の課題とされる事項について検証し、中長期的視点から課題解決に向けた奨学金政策の策定が望まれる。本学の就職支援体制については他大学と比しても充実しており、社会的評価も高い。一方、大学を挙げてグローバル化を推進している現状を踏まえ、英語コースの学生を含む留学生に対しても、日本人学生同様に充実した出口支援を行うための体制を確立することが必要である。

大学における学生支援体制の充実、大学の社会的評価に直結することから、関係諸機関や部署が情報を共有し、綿密に連携しながら学生のニーズを拾い上げていくための仕組みづくりが求められる。

## 基準7 教育研究等環境

### (1) 校地・校舎及び施設設備

#### <特色>

各キャンパスの大型施設整備に関しては、これまで130周年記念事業として位置づけて推進され、数年間の期間を経て2013年度をもって全て完成した。その中でも、中野キャンパスは、本学にとって60年ぶりの新キャンパスとして開設され、「国際化、先端研究、社会連携の拠点キャンパス」をコンセプトとし教育及び研究の両面を発信していく拠点となっている。

この施設環境の整備によって、校舎面積は増床し学生の学修、教員の教育研究環境改善に貢献したといえる。特に、国際日本学部が和泉キャンパスから中野キャンパスへ移転したことにより、和泉キャンパスの一時の狭隘な状況は改善されたといえる。さらに、和泉キャンパスについては、図書館の新設により、学生の図書館利用状況は建替え前と比較して圧倒的に増加し、学習支援機能としての効果が向上した。また、正門の整備及び正門から第一校舎・図書館前までをインターロッキング舗装したことにより、キャンパス全体が美化され、キャンパスのイメージも一新された。

駿河台キャンパスについては、グローバルフロントの新設により、大学院生の研究スペースは増大し、大学院の教育・研究環境は大幅に向上したといえる。

生田キャンパスについては、一連の大型施設の整備が終了し、同キャンパスに設置される理工学部・農学部の教育・研究環境は充分とは言えないまでも、改善されたといえよう。

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

学生のアメニティ環境については、和泉学生食堂は、増築工事によりピーク時の混雑が改善されたが、その他のキャンパスの食堂は、特に大きな改修工事は行っていない。

#### <課題>

130周年記念事業による大型施設整備計画の実施に伴い、本学の教育研究環境は改善しつつあるが、キャンパス全体をみると築40年以上の施設が20棟も存在しており、これら建物の計画的な建替えが今後の検討課題となる。

和泉キャンパスについては、教育環境の視点では大教室を備えている第2校舎、研究環境の視点では研究棟、学生のアメニティの視点では第4校舎の建て替えが検討課題である。

生田キャンパスについては、第1校舎1号館が最も古い建物であるが、空地率等の制約があるため、個々の校舎の建替えではなく、生田キャンパス全体の将来構想も含めた整備計画の検討が急務である。

駿河台キャンパスについては、猿楽町校舎及び10号館が最も古く、この建替え計画を検討する必要があるが、これと並行して、本学所有地以外に賃借している学外施設があり、財政面からも早急に学内施設へ取込みを図ることが望ましい。

中野キャンパスについては、今後の総合数理学部の学年進行に伴う学生増を考えると、図書館利用に関し教育研究活動に支障をきたすことが予想されるため、2期工事の推進について検討する必要がある。

#### <コメント>

本学は、都心型大学の強みを生かし、駿河台キャンパスにリバティタワー及びグローバルフロントを建設したことは、本学のイメージアップに大きく貢献したといえる。しかしながら、これらの施設や施設内の設備を維持管理していくためには、膨大な費用がかかるといわれており、今後は、これら建物の経年劣化に伴う修繕費を算出し、修繕計画を策定する必要がある。

また、前述の築40年以上の建物の建替えについても、大学全体のグランドデザインや学生・教職員の利便性を総合的に検討し、優先順位を策定する必要がある。そのためには、整備計画推進に必要な財源確保に向け、本学の財政改善に向けた検討も急務である。

研究費に関しては、各研究費の特質性に応じ、全学的な観点から研究費の配分方法、運用方法等について、検討していく必要がある。

## 基準7 教育研究等環境

### (2) 図書館・学術情報サービス

#### <特色>

各図書館の年間開館日は平均して330日以上となり(2014年に改修工事のために閉室していたローライブラリーを除く)、開館時間も通常8時半から22時までとして、利用者の利便性に配慮したサービスが提供されている。図書、実物資料の購入は、一貫した方針に基づいており、特色あるコレクションの体系的な形成を推進している。図書を中央図書館で一元管理することにより、図書所在検索の利便性が向上するとともに、利用者数の向上が認められる。他大学、関係機関との連携をとることで、学生・教職員が利用できる資料が増え、またポータルサービスにより、図書館に来館することなく、資料利用サービスの一部を受けることができるようになり、利用者サービスが向上した。機関リポジトリのシステム等の充実により、本学の研究成果の公表が促進され、学術情報の公開による学術研

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

究の発展に寄与している。

#### <課題>

電子資料契約金額の図書費全体に占める割合が増え続けているため、契約内容の変更が検討課題となっている。その際、契約資料に優先順位を付け選定する必要が出てくるが、資料の契約額のみならず、学術分野のバランスや当該分野における重要度等に配慮した選定基準の設定が求められる。本学機関リポジトリへの登録対象のほとんどが大学紀要類であり、商業出版物の学術論文の掲載がほとんどないのが現状である。こうした背景には、本学教員内でもリポジトリを通じた学術成果の公開の意義やそれに関わる著作権処理問題への認識の希薄さがあると考えられる。

#### <コメント>

図書館の利用環境についてはかなり充実してきているが、キャンパスによって格差がある。特に中野図書館の蔵書は小規模にとどまっており、授業・研究への支障が懸念されている。当該図書館については、具体的な目標設定を行い、達成時期、蔵書数、利用者数の目標値などを明示化した中長期計画を早急に策定すべきである。図書館の教育研究への寄与度を評価するためには、アウトプットの定量的な検証が重要となるが、蔵書数、入館者数、貸出数、電子的資料のタイトル数などによる数値化や、満足度調査だけでは十分ではない。特に研究面での活用度に関わるアウトプットの設定が、研究への寄与度、とりわけ研究の高度化・国際化への寄与度を測る上で重要となる。教員・大学院生の年間利用図書数、Web of Science 等の外部データベースへのアクセス件数などもアウトプット指標となりうる。

本学機関リポジトリへの登録対象のほとんどが大学紀要類にとどまっているという問題は、研究成果の公開の促進という点で早急に解決されなければならない。まずは本学教員への周知・啓発に改めて取り組むべきであるし、目標値・達成時期等明確にして、教員への具体的支援の方策を策定すべきである。

## 基準7 教育研究等環境

### (3) 教育研究等の整備・研究倫理(コメントA)

#### <特色>

教育環境・条件については、駿河台、和泉、生田、中野の4キャンパスが、それぞれの地理的条件や環境に応じた施設運営がなされ、また授業形態に応じた教室の設計、設備の設置それに加えてサポート体制が整っており(例えば、メディア機器・ネットワーク運用支援など)他の同規模の大学と比較しても、教育に関するアメニティは高いと評価できる。

研究環境・条件についても、「研究・知財戦略機構」が全学的な支援を行い、各キャンパスでは「研究・知財事務室」が窓口となっている。支援の内容についても、分野に応じた研究所の設置、各研究所による紀要の発刊、大学独自の研究助成、科研を含めた外部助成への応募のためのアドヴァイス、更には、助成獲得後のバックアップなどきめ細かいレベルまで整備がなされている。

研究倫理遵守のための措置については、様々なポリシーや規程、内規、要領の制定のほかに、助成金の使途に関するレクチャー等の啓発が行われていることが特筆される。

#### <課題>

教育環境・条件については、4つのキャンパスの散在がアキレス腱になっている。すな

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

わち、キャンパス毎に教育が閉じてしまい、学部間の連携や有機的なカリキュラム編成を、物理的に困難にしてしまう傾向がある。

研究環境・条件については、一部の教員に委員会業務等が集中し、制度的に支援体制を整備しても、教員間の時間的な研究条件に著しい偏りが生じている。

研究倫理遵守のための措置については、最も問題が深刻である。研究倫理の遵守が究極的には、問題が研究者個人の自覚に委ねられざるを得ず、誰の眼にも明らかな不正を行わない限りは譴責や処分の事案にはならないからである。また、教授会における決定と、大学の方針とに齟齬が生じる場合もある。

#### <コメント>

効率的で合理的な教育の遂行、学生サービスの向上のためにも、各キャンパスにおけるこれ以上の展開を回避しなければならない。むしろ、分散した各キャンパスを如何に機能的に統合し、各学部等が有機的で連携した運営を進めて行くかが、本学の今後の大きな課題となるはずである。

研究者間の学務の公平な分担は、理念としてはともかく、実際の履行は現実的ではない。むしろ、学務担当者には、一定の期間後、優先的に研究休暇を与えるなどの柔軟で現実的な措置が、今後必要となってくるであろう。

研究倫理に関する啓発活動や内規を制定しても、究極的には研究倫理は研究者個人の自覚に委ねざるを得ない側面がある。研究者の不正に対する内外の批判が多い中、倫理を逸脱した行為に対するペナルティーの明確な規定とその厳格な履行が必須である。その際、ルールの制定や履行を巡って、学部教授会と大学との基準の齟齬が表面化することも予想されるが、自治単位である教授会の決定を軸に措置がなされるべきである。

## 基準7 教育研究等環境

### (3) 教育研究等の整備・研究倫理(コメントB)

#### <特色>

教育研究の環境整備としては、施設の整備と運用管理が重要であり、その充実が図られている。駿河台キャンパスでは、ゼミナールや研究指導が中心となるため、少人数教室を多数設置し、リバティタワーには、プレゼンテーション設備がすべての教室に配置されている。大学院の授業が行われるグローバルフロントには世界レベルの研究拠点形成可能な環境を整備して、社会人学生が通いやすい環境を整えている。和泉キャンパスでは、施設・設備の整備と共に正門前歩道橋の整備要望に係る要望書を提出するなど、安全上・防災上の観点からも働きかけを行っている。生田キャンパスでは農場の里山実習担当の客員教員を採用したことにより充実した里山実習が可能になっている。また、危険物(高圧ガス、危険薬品等)の法令対応等における一部改善がなされた。中野キャンパスでは各所にラウンジを設け、建物全体で教員・学生の「知の共有」ができる環境となっている。

運用管理では「セルフアクセスセンター専門部会」、「施設運用専門部会」、「安全管理専門部会」を設置している。

2012年度に行われた公的研究費に係る会計検査院実地検査を踏まえて、文部科学省から全品検収を実施するように指摘されたことを受けて、検品室の体制を新設して2013年度から稼働させている。また、「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」を作成し、毎年度改訂して教員に配布している他、各学部教授会等で説明会を実施し、改定点、

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

注意すべき事項の周知を行っている。ヒトを対象とした研究成果を公表する際には、大多数の学術雑誌において、倫理委員会の承認が通例となっている。このような倫理委員会はすでに理工学部及び農学部には自学部の教員を対象に設置されていたが、2012年度以降は両学部以外の教員においてもヒトを対象とした研究を行う場合、研究計画等について「ヒトを対象とした研究等に関する研究倫理委員会」で、年間5件程度の審査を行い、研究活動に支障をきたさないようにサポートしている。

#### <課題>

本学で社会的に注目を集める個性的かつ未来志向の研究を多く実施することが課題である。また、産官学連携を積極的に行うために、より一層の魅力的な研究成果を数多く創出する活動及び体制構築に注力することが必要である。申請件数を上げるために、これまで採択に至らなかったケースを分析し、採択率向上を目指す。また、これまで科研費を採択したことがある研究者に対し、基盤研究Cならば基盤BまたはAへ、研究規模を個人型からグループあるいはプロジェクト型に発展していけるように提案していくことが必要である。

研究倫理をチェックする窓口が研究推進部になっているため、客観性・公平性の観点から疑義を持たれないようにする必要がある。利益相反ポリシーのもと、審議案件が利益相反状態にあるかどうかの該非判定の基準や審査、申告、不服申立て等を行う際の統一規程等及びマネジメント体制の整備が急務である。文科省ガイドラインへの対応を図るために、現行の「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」を見直し、検討ワーキング・グループを設置して、早急に規程改正を行う必要がある。

#### <コメント>

公的研究費への申請件数が少ない学部を中心に説明会を行うなど、ターゲットを絞って積極的に働きかける必要がある。説明会の対象者を経験者と新規に分けて実施するなど申請件数を増やす工夫をすることが考えられる。若手研究者の支援を強化する必要がある。研究の拡充を目指し、科研費や外部資金の獲得、研究業績の向上に向けたインセンティブ導入を検討すべきである。

研究費管理部署が研究費活動の不正に係わる通報窓口であることから、この窓口を研究推進部以外の第三者的な立場に当たる部署へ移管する必要がある。すなわち、大学全体としての研究倫理を扱う機関・部署の設置が必要である。また、大学としての学術研究倫理憲章の制定、及び社会連携・知的財産・利益相反の3ポリシーのもとで研究倫理に係る活動のチェック・審議する各種委員会の組織体制及び規程等の整備が必要である。

## 基準8 社会連携・社会貢献

#### <特色>

全学的に社会連携・社会貢献への取組みは積極的に展開されており、生涯教育・地域連携・復興支援・産官学連携・国際連携などの分野を中心に多くの具体的成果が上がっている。とりわけ、リバティアカデミー・地域連携センター・博物館・震災復興センター・黒川農場・知的資産センター・国際連携本部等の活動において、経年で数値の上昇が見られるなど、目に見える成果が上がっているように見受けられる。

#### <課題>

社会連携・社会貢献の活動分野は多岐にわたり、多くの部署が関わっている。そのため、

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

一つ一つの活動は意味があり、評価に値するものであるにしても、全体として、明治大学がどういう方針のもとに、どういう社会連携・社会貢献を目指し構想しているのかが見えにくくなっている部分もあるように見える。そうした点について、社会連携担当副学長を中心に具体的に明らかにし、大学の構成員に周知する必要がある。

社会連携・社会貢献を有意義に実施するためには、社会のニーズと大学の持つ能力を見極め、両者をうまくマッチングすることが求められる。そのための仕組みづくりが求められる。

#### <コメント>

各部署での現状の説明においては目に見える成果が上がっているように見えるものの、点検・評価（検証）が不十分で、「効果が上がっている点」「改善と要する点」の内容が分かりにくい。また、発展計画についても計画内容が具体性に乏しく、真に改善に結びつく内容とは言い難い。

財政状況の悪化など大学の置かれている厳しい状況を考えると、今後は社会連携・社会貢献もただ拡大し推進していけばいいというのではなく、社会状況の変化を見極めながら、大学にとっても有益であり、負担の少ないものを優先的に推進するなど、ある程度のメリハリをつけることが課題となるであろう。連携相手や貢献対象との意思疎通を図り関係を良好に保っていく一層の努力を期待する。

全学的に見た場合、学生・教職員の社会連携・社会貢献に対する関心は十分に高いとは言えない状況もあるように思われる。学生・教職員に、現代社会における大学の存在意義と役割を自覚し、この分野の活動に関心を持たれるよう努力と工夫が必要と思われる。

## 基準9 管理運営・財務

### (1) 管理運営

#### <特色>

本学の法人の管理運営方針は理事会において長期ビジョンが制定され示されている。その執行に際しては「寄附行為」「寄附行為施行規則」「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」等において明確に定められている。また、その運営を掌る理事長、常勤理事の職務権限も校規において定められている。教学においては「グラウンドデザイン」と「学長方針」で示されている。その遂行に際しては「学則」「連合教授会規程」「学部長会規程」「教授会規程」等で権限、役割が定められており業務を円滑に遂行する体制が整えられている。

業務を遂行する事務組織には「事務組織規程」及び「事務管理職規程」においてその役割、執行範囲が定められている。理事会、常勤理事会、学部長会等の決定事項を確実に遂行できる体制が整っており、教職員の資質向上のための研修システムも整備されている。また、大学の危機管理に関しては理事会の中に担当理事を設け適切に対応している。

長期ビジョンを具現化するために、理事会のもと「中期計画策定委員会」を設け法人・教学一体となって向こう4カ年の計画を策定し、2014年10月1日に「学校法人明治大学中期計画（第1期）」が策定された。

大学の校規はすべて学内イントラネット（MICS）に備え付けられており、全教職員がいつでも閲覧可能で広く学内に周知されている。また、MICSでは評議員会、理事会、常勤理事会、学部長会等の審議内容も適宜掲出されており、大学構成員に対する情報の一元化を

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

推進している。

#### <課題>

本学の管理運営については、校規でその権限、役割等が定められているが、大学の変革に伴い、既存規程の改正や、新たな組織の設置に伴う規程の制定も多くなっており、その整合性を図りながらスリム化を図る必要がある。法人運営においては現在、制度改革に取り組んでいる。これは大学運営に関し最終意思決定機関である評議員会、執行機関である理事会の理事の構成、評議員の数等について検討を加え、より良いものとするために検討しているところであり、その成果を待ちたい。教学運営においては2005年度から連合教授会の権限の一部を移管し、意思決定を速やかに行えるよう代議員制度を設けた。また、学長の業務執行の円滑化、効率化を図るために2006年度から副学長制度を設けた。今後は、現在の組織の整合性、合理性を常に見直し改善を進めスリムな意思決定運営組織の構築を進めていく必要がある。

#### <コメント>

本学の中長期ビジョンの中に学生、学外者の意見が反映できるシステムの構築が必要である。大学の意思決定において、学生の声を反映するシステムが明確に構築されているとは言えない。大学を構成する大きな存在である学生が大学運営の一部に参画できることは大学の将来の在り方を検討する意味で大きな意味を持つと考えられる。現在は学生部等が中心となりその業務遂行の中で学生の意見はある程度取り入れられているが十分とは言えない。

学外者の参画について、評議員会の構成員、理事会の構成員等で学外者を登用している。また、父母会、校友会、連合駿台会とも連携を取りながら大学運営は進められている。社会に開かれた大学として学外者の意見等が反映できるシステムを積極的に進めてほしい。

また、恒常的に既存システムの在り方を見直しながら改善を継続していくことが本学の将来にとって重要である。

## (2) 財務

### <特色>

本学における予算編成は、学校法人明治大学予算編成要領に則り執り行われる。理事長は、学長方針や常勤理事の所管業務に関わる年度計画書等に基づき予算編成方針案を作成し、理事会においてこれを決定する。学部等諸機関は予算編成方針を踏まえ、予定経費要求書等を作成して財務理事に提出する。財務理事はこれらの資料を基に予算原案をとりまとめ、この原案を基に予算審議を経て予算案が策定される。予算編成プロセスにおいては、執行機関である各学部等機関や審議機関である理事会・評議員会などの役割が明確に定められており、予算審議では前年度の予算執行に伴う効果の分析・検証等がなされている。評議員会は予算委員会を設置して予算原案を精査するとともに、理事会に対する要望事項を付して最終的な予算案を承認している。理事会は、この要望事項に対して期中と年度末に進捗状況を報告することになっており、予算編成、執行及びチェックを含めた適切な仕組みが構築されている。

また、本学の監査体制は、監事監査、公認会計士監査及び内部監査人により、私立学校法、私立学校振興助成法及び本学の諸規定に基づき適切に実施されている。

### <課題>

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

本学の財政状況は、2013年度に開設された中野キャンパスをはじめとする教育研究環境整備に伴う支出が増加する一方、収入面では休学在籍料の導入等により、入学定員が増加しているにもかかわらず学生生徒納付金は伸び悩んでいる。老朽化施設の整備に加えて、新たな施設設備の整備を着実に実行していくためには、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額がプラスとなり、長期的には消費収支が均衡することが必要である。このような状況の中、学生納付金以外の多様な財源確保の方策として教育研究経費支出等の比率向上による経常費補助金の増額をはじめとした多角的な収入増加策の実施が求められる。併せて、支出の削減に向けた既存の各種契約等の見直しや必要性の有無について精査することによる固定費の削減に向けた具体策の検討等が求められる。また、成果に対する評価方法や、重点的な予算配分及び経常経費と政策経費の在り方等を含めた、大幅な予算編成方法の見直しも喫緊の課題といえよう。

#### <コメント>

上記課題に対応するため、財政基盤の確立・強化及び財務戦略の推進に関し理事会から諮問された事項を検討する「学校法人明治大学財政検討委員会」において、本学の財政戦略に関する基本方針が答申書（第一次）にまとめられた。課題の中には、学費の改訂や遊休資産の売却など、実行に移された案件もあり、評価できる。

財政検討委員会での答申事項や結論を先送りされた課題について検討し、財政的な見通しを踏まえながら長期ビジョン具体化のための中期計画を策定するため、「学校法人明治大学中期計画策定委員会」の中に財務戦略ワーキング・グループが設置されている。このワーキング・グループは財務、経営企画、教務及び総務担当の常勤理事他によって構成され、過去年度からの詳細な財務分析検証を行ったうえで、法人と教学が一体となって課題解決に向けた中期計画策定が進められている。中期計画は、長期ビジョンを実現するための計画であることから、外部資金の受入れ増大策や予算編成方法の検討等、長期ビジョンの方針に基づく財務戦略を立て、実効性の高い中期計画の策定により具体的実行に移されることが期待される。

### 基準10 内部質保証（コメントA）

#### <特色>

本学の内部質保証システムは、各学部・研究科のみならず、付属機関等や法人部門にも自己点検・評価委員会を置き、毎年度、全学的に評価を行っている。さらに、評価結果を『年度計画』に反映させるシステムが構築されており、年度計画書の目次項目は、点検・評価報告書の10項目（基準）と整合させており、計画に基づく評価、評価に基づく計画策定を可能とし、PDCAサイクルを確立している。

自己点検・評価については、全学委員会委員による評価（コメント）が行われ、さらに学長室によって評価結果を分析し「学長の改善方針」が策定されたうえで、評価委員会による評価が行われるという「重層的な評価システム」となっている。評価結果を次年度計画のどの点に反映したのかという点については、「自己点検・評価ニューズレター」によって大学構成員に周知し、「PDCAサイクルの可視化」を図り、「評価結果を次年度の改善・改革につなげる仕組み」を具体的に説明し、本学の改善姿勢を分かりやすく解説している。また、ホームページでは、長期（10年間）の決算情報を含めた法人情報も掲載しており、学内関係者だけでなく、広く一般に過年度推移が把握できるなど本学の現状を理解して

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

もらうように配慮している。

この他、内部質保証システムを機能させる仕組みとして、「改善アクションプラン（3ヵ年計画）」を制度化し、浮き彫りになった諸課題について各部署が自ら改善目標・改善手段を立案するシステムを構築している。

#### <課題>

本学の内部質保証システムの今後の課題は、第一に、これまでの特定の役職者や担当者による組織レベルでの内部質保証に加え、全ての大学構成員が情報を共有し、本学の改革・改善に向けた議論を深め、個人個人が日常的に自らの業務を見つめ、検証し、大学教育の質に関する共通認識をもつことが必要である。

第二に、これまで以上にあらゆる活動についての情報収集及びデータベース化並びに情報分析が求められる。改善・改革の具体的な目標を設定するためには、自身の諸活動がどのような実績と成果を上げているかを的確に知ることが重要である。とりわけ、本学と類似した規模の他大学のデータを収集することは有益であり、他大学と比較することで、本学の短所が浮き彫りとなり、本学の現状を正確に把握することに寄与することとなる。

第三には、高等教育機関である本学に、4年間の学生の学習成果を検証する仕組みが十分に確立していないことである。現在行われている授業評価だけでなく、学生が大学生活を通じ、どのような能力・技術を身につけたのか、さらに、大学が提供した教育プログラムや施設・設備が、学生の諸能力の育成にどのように役に立ったのかを学生自身に評価させることも、大学教育の質を評価する上で重要である。また、「企業からの卒業生評価に関する情報」も新たに必要な情報として注目されており、これらの情報を含めた実質的な調査・分析を行うための体制づくりが望まれる。

#### <コメント>

自己点検・評価は、その評価結果を大学の将来の改善・改革に繋げなければ意味をなさない。そのために本学に必要なことは、予算編成や事業計画を最終的に意思決定する理事会・評議員会と、自己点検・評価全学委員会とのさらなる協働・連携である。自己点検・評価の結果を積極的に次年度の事業計画に反映し、予算編成に取り入れていく体制を作り、PDCA サイクルをさらに強化することが必要である。

改善・改革の具体的な目標を設定するためには、自身の諸活動がどのような実績と成果を上げているかを的確に知ることが重要で、とりわけ、本学と類似した規模の他大学のデータを収集することは有益であるので、現在進行している「I R (Institutional Research) ワーキング・グループ」における検討は加速されたい。

また、本学の教育・研究活動や経営に関し、外部の専門家やステークホルダーによる客観的な意見を取り入れる仕組みを構築する必要がある。そのため、評価委員会の学外者の人数を増員するか、または学外者が遠慮なく意見を言えるように学外専門家のみによる評価を取り入れる仕組みを構築する等、学内の質保証体制の恒常的な見直しを継続してほしい。

### 基準10 内部質保証（コメントB）

#### <特色>

内部質保証を確保するシステムとしては、各学部・研究科のみならず、附属機関等や法人部門にも自己点検・評価委員会が設置され、毎年度、全学的な評価が行われている。ま

### Ⅲ 全学委員会委員によるコメント

た、評価結果を『年度計画』に反映させるシステムも構築されており、年度計画書の目次項目は、点検・評価報告書の10項目（基準）と整合させており、計画に基づく評価、評価に基づく計画策定を行うことが可能とされており、PDCAサイクルも確立されている。

自己点検・評価については、全学委員会委員による評価（コメント）が行われるとともに、学長室における評価結果の分析を経て、「学長の改善方針」が策定され、さらに評価委員会による評価が行われるという「重層的な評価システム」が確立している。作成された評価結果は、「自己点検・評価ニューズレター」によって教職員に周知され、「PDCAサイクルの可視化」が図られ、「評価結果を次年度の改善・改革につなげる仕組み」が具体的に説明される等、本学の改善姿勢がわかりやすく解説されている。

また、内部質保証システムを機能させる仕組みとして、「改善アクションプラン（3カ年計画）」が制度化され、明確になった諸課題について各部署が自ら改善目標・改善手段を立案するシステムが構築されており、改善アクションプランの対象となった48件についての2013年度の実績（達成度4及び5）の割合（82.3%）は、改善度数の目標（80%）を達成している。

さらに、教育研究活動の質の向上を図るために、2013年度からIRシステムの構築に着手し、感覚的に捉えられていた情報を数値又は表形式で示すことに取り組んでいる。

#### <課題>

全学レベルにおける内部質保証は十分に行われており、情報の共有及び本学の改革・改善に向けた議論も行われているが、教育プログラムレベルや授業レベルの検証システムが未整備であるため、結果として点検・評価が困難であり、負担感が大きくなっている。そのため、ルーブリックの導入や学習成果の測定方法を整備し、検証システムを確立することが求められる。また、「学長の改善方針」に対する検証が各機関に委ねられており、全学的に検証されているとは言えない状況である。

さらに、大学情報の把握と分析のため、IRワーキング・グループを発足させ、学内の現状の調査を行ったが、多くの課題が判明したため、今後は、それらへの対応が求められている。

なお、評価委員会は、学内役職者と学識経験者から構成されているが、学外者の視点を踏まえた評価結果を、本学のPDCAサイクルに有効に活用できていない点も見られる。

#### <コメント>

点検・評価を適切かつ速やかに実施できるよう、ルーブリックの導入や学習成果の測定方法を整備し、負担感を軽減する観点からも、教育プログラムレベルや授業レベルの検証システムを具体的に検討する必要がある。

また、「学長の改善方針」の検証結果の公表を行うとともに、検証課題、ロードマップ等の進捗状況についても公表を検討する必要がある。

さらに、大学情報をわかりやすく分析し、積極的に公開するため、IRワーキング・グループにおける具体的な検討を進め、自律的な改善・改革を推進する基盤を整備するとともに、大学情報の公開を促進する必要がある。